

特定都市施設整備項目表（路外駐車場）

施 設 の 所 在 地						
施 設 の 名 称						
項 目	小項目	主 な 整 備 基 準			適合欄	備 考
(1) 出入口	出入口		ア	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			イ	幅は、内法のり80cm以上		
			ウ	車いすで通過する際支障となる段差の解消		
(2) 敷地内の通路	1) 通路			車いす使用者用駐車施設に至る通路は1以上		
			ア	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		高低差のある場合	イ	ア) 段を設ける場合は、幅は、内法のり120cm以上		
			イ)	手すりの設置		
			ウ)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		エ)	エ)	高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置		
			オ)	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		ウ		排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造のふた		
		エ		幅員は、120cm以上		
		オ		高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	2) 傾斜路	カ	ア)	幅は、内法のり120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			イ)	こう配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			ウ)	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			エ)	手すりの設置		
			オ)	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		
			カ)	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
(3) 駐車施設	車いす使用者用 駐車施設			多数の者が利用する駐車場で、20台以上50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数		
		ア		出入口に近い位置		
		イ		幅350cm以上		
		ウ		車いす使用者用である旨の表示		
		エ		水平面の確保		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「－」を記載してください
2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

(3) 都市施設及び特定都市施設の解説

別表第1（第2条関係）

都 市 施 設		特定都市施設	具 体 的 施 設 に つ い て
1 建 築 物	(1)官公庁舎施設等	ア 郵便局、税務署、法務局、社会保険事務所、公共職業安定所 イ 地方振興局、保健所、警察署、児童相談所 ウ 市役所、消防署	●郵便局は、特定郵便局及び簡易郵便局を含むものである。
	エ 上記に掲げる施設以外の官公庁施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。） オ 第15条各号に掲げる者の事務所	当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては、床面積。以下「用途面積」という。）が100平方メートル以上のもの	●交番及び駐在所は、この項に該当する施設とする。 ●規則第15条に掲げる公社、公団等の事務所をさすものである。
	(2)医療施設等	ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院 イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者の収容施設を有するもの ウ 医療法第2条第1項に規定する助産所	●医療法第1条の5第2項に診療所は、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のために医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。」と規定しており、この項では、収容施設を有するもの（病院、有床診療所）だけを対象としている。 また、助産所は、同法第2条第1項に「助産婦が公衆又は特定多数の人のためその業務（病院又は診療所においてなすものを除く。）をなす場所をいう。」と規定しており、収容を伴う施設であることから、この項に掲げている。
	エ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者の収容施設を有しないもの オ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項に規定する施術所 カ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所	用途面積が100平方メートル以上のもの	●この項では、無床診療所のみを対象としている。 ●あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項に施術所を次のように規定しており、当該施術所をいうものである。 第9条の2 施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。 ●柔道整復師法第2条第2項は、次のように規定している。 第2条（省略） 2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所をいう。
	(3)保健福祉施設等	ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設 イ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）	●老人福祉法第5条の3は、次のように規定しておりこれらの施設をいうものである。 第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。 ●身体障害者福祉法第5条第1項は、次のように規定している。 第5条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉

エ 福祉センター（地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供する施設をいう。）

オ 地域福祉センター（地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。）

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設

キ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター

ク 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（更生施設、授産施設及び宿所提供施設を除く。）

ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。）

コ 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）

用途面積が100平方メートル以上のもの

センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

上記の施設のうち、この項に該当するものは、身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設及び重度身体更生援護施設を含む。）、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（重度身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設を含む。）、身体障害者福祉センター、補装具製作施設である。

なお、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設については、コに掲げている。

●市町村域で地域住民に対し、社会福祉その他生活の維持向上のための各種相談、教養、レクリエーション、会議、結婚式等の場を提供する施設である。

●地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴・給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行う施設である。

●介護保険法第7条第22項に「この法律において、「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、……」と規定しており、当該施設をいうものである。

●市町村が地域住民の健康の保持及び増進に関し必要な事業を総合的に行う施設である。

●生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の種類の、次のとおりである。

- 1 救護施設 2 更生施設 3 医療保護施設
4 授産施設 5 宿所提供施設

上記の施設のうち、この項に該当するものは、1 救護施設、3 医療保護施設である。

この項に該当しない更生施設及び授産施設は、スに掲げており、5 宿所提供施設は、(24)の項の共同住宅と同等とするものである。

●児童福祉法第7条は、次のように規定している。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

上記の施設のうち、この項に該当するものは、身体等の機能により種々の活動などに制約を受けることが多い助産施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設である。

この項に該当しない施設である乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設及び児童家庭支援センターについては、チに掲げている。

●身体障害者福祉法第5条第1項は、次のように規定しており、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をこの項の対象施設としている。

第5条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉

サ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）

シ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設（精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）

ス 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（更生施設及び授産施設に限る。）

セ 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）

ソ 心身障害者地域福祉作業所（心身障害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。）

タ 精神障害者共同作業所（精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。）

チ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）

ツ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設

センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

上記の施設のうち、この項に該当しないものは、ウに掲げている。

●知的障害者福祉法第5条は、次のように規定している。
第5条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

上記の施設のうち、この項に該当するものは、知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設である。

知的障害者福祉工場は、知的障害者援護施設基準の全部を改正する省令の施行についての中で「知的障害者福祉法にいう知的障害者の授産施設の種類として、当分の間、知的障害者福祉工場が含まれるものと解するので、その取り扱いに留意されたいこと。」と規定されていることからこの項に該当するものである。

なお、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームについては、(24)の項の共同住宅に該当するものである。

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に精神障害者社会復帰施設の種類は次のように規定している。

1 精神障害者生活訓練施設 2 精神障害者授産施設
3 精神障害者福祉ホーム 4 精神障害者福祉工場

上記の施設のうち、この項に該当するものは、2 精神障害者授産施設及び4 精神障害者福祉工場である。

この項に該当しない1 精神障害者生活訓練施設及び3 精神障害者福祉ホームについては、(24)の項の共同住宅に該当するものである。

●生活保護法第38条第1項に規定する保護施設は、次のとおりである。

1 救護施設 2 更生施設 3 医療保護施設
4 授産施設 5 宿所提供施設

上記の施設のうち、この項に該当するものは、2 更生施設及び4 授産施設である。1 救護施設及び3 医療保護施設については、クに掲げており、5 宿所提供施設は、(24)の項の共同住宅に該当するものである。

●児童福祉法第7条は、次のように規定している。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

●社会福祉事業法第2条第2項第6号に第1種社会福祉事業を「公益質屋又は授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定しており、当該事業を行う授産施設をさすものである。

平成12年の法改正により、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正されたことに伴い、「第2条第2項第6号に規定する授産施設」を「第2条第2項第7号に規定する授産施設」に規則改正した。